

内閣府だより

「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」について

今後返還が見込まれる駐留軍用地について、現行の駐留軍用地内の土地の先行取得加え、必要な場合には返還後も引き続き地方公共団体等による土地の先行取得が可能となるよう「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が平成27年3月30日に国会で可決、成立し、同月31日に公布、施行されました。また、法律改正に併せ、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令」の改正を行い、同日付で公布、施行されました。

このページでは、本法改正の主なポイントについてご紹介します。

改正のポイント①

【跡地利用特措法】

- 特定駐留軍用地跡地の指定

特定駐留軍用地のうち、返還後も引き続き公有地の拡大が必要なものについて、内閣総理大臣が特定駐留軍用地跡地に指定するものとしました。

- 特定駐留軍用地の規定の準用等

特定駐留軍用地跡地について、特定駐留軍用地と同様の土地の買取りの協議の仕組みを設けました。



翁長沖縄県知事より改正法成立の御礼を受ける
山口沖縄担当大臣

改正のポイント②

【跡地利用特措法施行令】

- 特定駐留軍用地跡地内の土地にかかる面積要件の設定

法改正により創設される特定駐留軍用地跡地について、土地の有償譲渡の届出及び買取り希望の申出の対象となる面積要件を定めました。(特定駐留軍用地と同様としました。)

- 面積要件の緩和

有償譲渡の届出及び買取り希望の申出の対象となる面積要件（原則200m²以上）について、関係市町村の条例等により下限なく引下げ可能としました（従来は100m²まで）。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

◇改正内容：沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設する。

◇施行日：平成27年3月31日

1. 特定駐留軍用地跡地の指定

➢ 特定駐留軍用地であって、返還後も公有地の拡大が必要と認められるものを、知事の申出に基づき指定

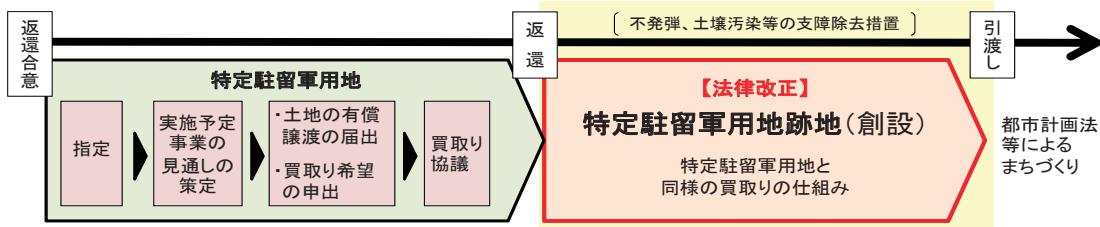
2. 指定の解除

➢ 先行取得が十分に進んだ場合等は、知事の申出に基づき指定を解除
➢ 全ての土地が所有者に引き渡された場合には、指定を解除

3. 特定駐留軍用地に関する規定の準用

➢ 特定駐留軍用地内の土地の買取りに関する規定を準用

(注)併せて、対象となる土地の面積要件を緩和：200m²以上(条例等で100m²)⇒100m²未満も可能に【跡地法施行令の改正】



平成27年度税制改正事項／特定駐留軍用地跡地についても譲渡所得の5千万円控除の特例措置を適用【関係政令の改正】